

サービス利用の流れ① 相談～利用できるサービス

サービス利用の手順

1 | 相談する

松阪市の窓口または地域包括支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

- ▶ 介護サービスが必要
- ▶ 住宅改修が必要

など



- ▶ 生活に不安があるがどんなサービスを利用したらよいかわからない

など



- ▶ 介護予防に組みたい

など



2 | 心身の状態を調べる

要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

認定 要介護認定を受ける

松阪市の窓口等に申請して、要介護認定を受けます。

詳しくは ▶ P.8・9

基本チェックリスト (元気はつらつチェックシート) を受ける

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。

介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。

詳しくは ▶ P.26



3 | 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態を判定します。

要介護 1～5



要支援 1・2



非該当

生活機能の低下がみられる (事業対象者)



自立した生活が送れる



4 | 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。

介護サービスを利用できます。

「介護サービス」は要介護1～5の方が利用できます。

種類と費用は ▶ P.12～

介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方は引き続き利用できる場合があります。



介護予防サービスを利用できます。

「介護予防サービス」は、要支援1・2の方が利用できます。

種類と費用は ▶ P.12～



総合事業

介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援1・2の方、基本チェックリストによって、生活機能が低下していると判定された方(事業対象者)が利用できます。

詳しくは ▶ P.27・28



一般介護予防事業を利用できます。

一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が対象の事業です。

詳しくは ▶ P.29



サービス利用の流れ③へ(▼10ページから)

サービス利用の流れ② 要介護認定の手順



サービス利用の手順

① 申請する

申請の窓口は松阪市の介護保険課です。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含まれます)

- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業者
- 介護保険施設



申請に必要なもの

- ✓ 申請書
松阪市介護保険課・各地域振興局の窓口にあります。
- ✓ 介護保険証 (▶ P.5 参照)
- ✓ 医療保険の保険証 (コピー可)
- ✓ マイナンバーと身元確認書類 (▶ P.2 参照)

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

② 要介護認定

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

訪問調査

松阪市の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

主治医の意見書

松阪市の依頼により主治医が意見書を作成します。

一次判定

訪問調査の結果や主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。



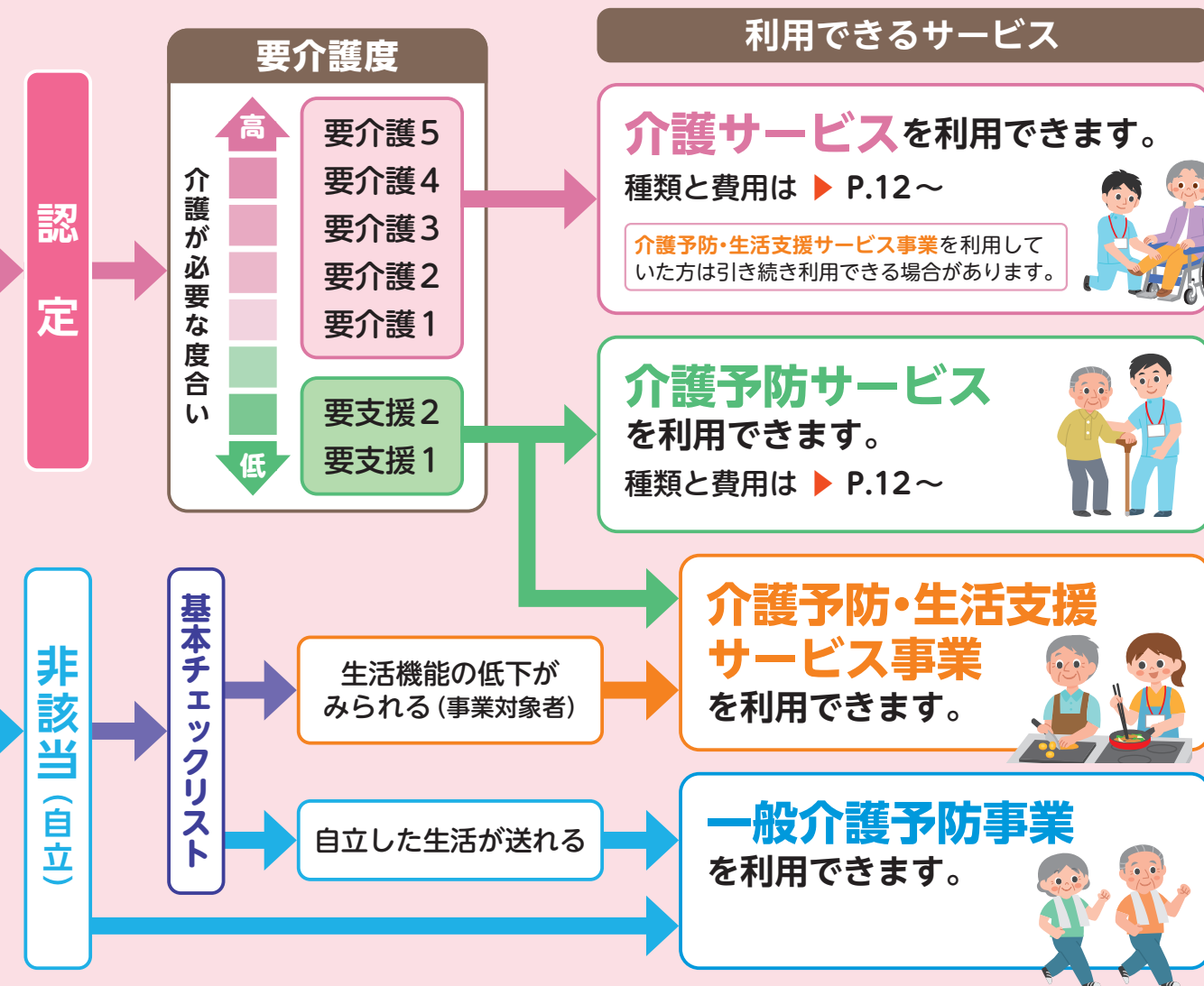
二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査・判定します。



③ 結果の通知

「要介護」と認定された方は「介護サービス」を、「要支援」と認定された方は「介護予防サービス」、「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。



サービス利用の手順

「訪問調査」とは?

【訪問調査を受けるときのポイント】

基本調査では「片足で立っているか」「何かにつかまらなくて起き上がるか」など、あらかじめ定められた項目にしたがって、調査員(松阪市の職員や委託されたケアマネジャー等)が質問をします。

- 伝えたいこと(困っていること)はメモしておく
- 本人だけでなく、介護している人が同席する
- 24時間通しての様子を伝える(夜間の様子なども伝える)

基本調査

- 麻痺などの有無
- 拘縮の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行
- 立ち上がり
- 片足での立位
- 洗身
- つめ切り
- 視力・聴力
- 移乗・移動
- えん下・食事摂取
- 排泄
- 清潔
- 衣服の着脱
- 外出頻度
- 意思の伝達
- 記憶・理解
- 問題行動
- 薬の内服

- 金銭の管理
- 日常の意思決定
- 社会生活への適応
- 過去14日間にうけた医療
- 日常生活自立度

概況調査

特記事項

調査時に聞き取った本人の状態や実際の介護の状況など詳しい内容を記載したもの

要介護と要支援の違い

要介護認定の結果は、「自立」、「要支援1・2」、「要介護1～5」のいずれかになります。結果によって利用できるサービスなどに違いがあります。

利用できるサービスと利用手順	
要介護	● 介護サービス ● 居宅介護支援事業者でケアプランを作成 ● 入所した施設でケアプランを作成
要支援	● 介護予防サービス ● 介護予防・生活支援サービス事業 ● 地域包括支援センターや居宅介護支援事業者で介護予防ケアプランを作成
(非該当)	地域支援事業 ※基本チェックリストの結果、事業対象者となった方は、介護予防・生活支援サービス事業を受けられる。

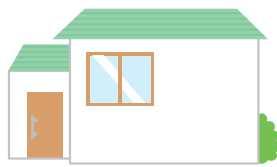
サービス利用の流れ③ ケアプランの作成から サービス利用まで

サービス利用の手順

サービス利用の手順

要介護1～5の方

自宅で暮らしながら
サービスを利用したい



1 居宅介護支援事業者に連絡

- 松阪市などが発行する事業者一覧のなかから**居宅介護支援事業者**(ケアマネジャーを配置しているサービス事業者)を選び、連絡します。
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。

2 ケアプラン^{※1}を作成

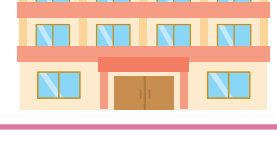
担当のケアマネジャーとこれからのような生活を希望するのかが相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用

- サービス事業者と契約^{※2}します。
- ケアプランにそって**介護サービス**(▶P.14～)を利用します。

介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方は引き続き利用できる場合があります。

介護保険施設へ
入所したい



1 介護保険施設に連絡

入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。

2 ケアプラン^{※1}を作成

入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用

ケアプランにそって介護保険の**施設サービス**(▶P.22)を利用します。

要支援1・2の方

1 地域包括支援センター等に連絡

地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者に連絡、相談をします。

変更ポイント
介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護支援事業者へ依頼できるようになりました。(令和6年4月から)

2 介護予防ケアプラン^{※1}を作成

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーと相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

3 サービスを利用

- サービス事業者と契約^{※2}します。
- 介護予防ケアプランにそって**介護予防サービス**(▶P.14～)および**介護予防・生活支援サービス事業**(▶P.27・28)を利用します。

介護予防・生活支援サービス事業対象者

1 地域包括支援センターに連絡

地域包括支援センターに連絡します。

2 ケアプラン^{※1}を作成

地域包括支援センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用

- サービス事業者と契約^{※2}します。
- 介護予防ケアプランにそって**介護予防・生活支援サービス事業**(▶P.27・28)を利用します。

サービス事業者と契約する際の注意点

- 重要事項説明書などの書類を受け取り、サービスの内容に納得した
- 利用者の病気や身体の状態をよく把握してもらっている
- 介護保険が使えるサービスと使えないサービスがわかるようになっている
- 利用料やキャンセル料、支払いについて納得した
- 契約解除の方法の説明を受けた

利用開始後も事業者を変えることができます。疑問点は、ケアマネジャーに相談してみましょう。

通うサービスなどでは、実際に施設を見学してみましょう。

※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成に、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。